

## 当取引所による呼値の取消し時における顧客からの委託注文の取扱い等について

2021年2月24日

株式会社名古屋証券取引所

### I 趣旨

2020年10月に発生した arrowhead の障害においては、システム面での課題のみならず、システム障害時における注文の取扱いルールが整理されていなかったことなどの課題が明らかになりました。これを受けて、東京証券取引所では、「再発防止策検討協議会」を設置され市場関係者の方々とともに、ルール整備の在り方について検討されてまいりましたが、今般、システム障害等の影響により、当取引所が取引参加者から行われた呼値を取り消さざるを得ない場合に備え、顧客からの委託注文の取扱い等について明確化すべく、以下のとおり概要をとりまとめました。

具体的には、当取引所による呼値の取消し時において、取引参加者は当取引所に対して再発注を行うことが原則的な対応となることを明確にするとともに、委託注文の性質や実務上の必要性から異なる対応が必要な場合には別途の取決めによりこれも可能であることを明確化する等の対応を行います。

### II 概要

項目	内容	備考
1. 呼値の取消し	<ul style="list-style-type: none"><li>当取引所は、システム障害等による売買停止の場合において、取引参加者から行われた呼値を取り消すことができることを明確化します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現在は、売買停止の際の呼値の効力について「その都度定める」と規定されています。</li></ul>
2. 委託注文の効力	<ul style="list-style-type: none"><li>取引所によって取引参加者から行われた呼値を取り消した場合であっても、原則として、顧客から取引参加者に対する委託注文は有効であることを明確化します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現在は、委託注文は売買停止があっても原則として有効であることが規定されています。</li></ul>

項目	内容	備考
3. 委託注文に関する再発注の 要否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引所が呼値を取り消した場合でも、取引参加者は顧客の委託注文に関して再発注することが原則であることを明確化します。</li> <li>・ ただし、取引所による注文の取消し後の取引参加者による再発注の要否は、あらかじめ当該取引参加者と顧客との間で取決め又は顧客からの指示がある場合には、当該取決め又は指示の内容に従うことについても明確化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再発注の要否等について約款に定めている場合は、取引参加者と顧客との間で取決めがある場合に該当します。</li> </ul>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買再開基準への適合状況等を把握するための取引参加者に対する確認は、有価証券売買責任者を窓口として、全取引参加者に対して行うこととします。取引参加者は、この確認に回答しなければならないものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な確認方法について、障害範囲によっては、他の取引所と同一の障害状況となることなども踏まえ、他の取引所との連携を含め、検討して参ります。</li> </ul>

### Ⅲ 実施時期

2021年4月を目途に、取引参加者における対応状況等も踏まえて決定します。

以上